別記様式第４号（第12条関係）

［略］

申請者
住　　所
［氏　　名　　］

［略］
（備考）
１～３　［略］
［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百十一号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、第百三十三条において準用する第十六条及び第百四十条、確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第四十六条の二第三項、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第一項及び第百五条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（年金の裁定の請求） **第十四条**　（略） ２　前項の請求書には、次の各号（生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。 一～三　（略） （生存に関する書面の提出） **第十五条**　年金の受給権者（年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者（法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。）を除く。）は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。 （一時金の裁定の請求） **第二十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本その他の書類 四・五　（略） ３　（略）	（年金の裁定の請求） **第十四条**　（略） ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一～三　（略） （生存に関する書面の提出） **第十五条**　年金の受給権者（年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者（法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。）を除く。）は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。 （一時金の裁定の請求） **第二十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本 四・五　（略） ３　（略）

別記様式第４号（第12条関係）

［略］

申請者
住　　所
［氏　　名　　］　印

［略］
（備考）
１～３　［略］
４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。